

令和3年12月17日
消費者庁消費者政策課

「取引デジタルプラットフォームを利用する消費者の利益の保護に関する法律施行令（案）」等に関する意見募集について

1 意見募集対象

- ・取引デジタルプラットフォームを利用する消費者の利益の保護に関する法律施行令（案）
- ・取引デジタルプラットフォームを利用する消費者の利益の保護に関する法律施行規則（案）
- ・取引デジタルプラットフォームを利用する消費者の利益の保護に関する法律第3条第3項に基づき取引デジタルプラットフォーム提供者が行う措置に関して、その適切かつ有効な実施に資するために必要な指針（案）

2 意見募集の趣旨

消費者庁では、取引デジタルプラットフォームを利用する消費者の利益の保護に関する法律（令和3年法律第32号）の施行に伴い、施行令（案）等を作成いたしました。

つきましては、上記1の意見募集対象に関し、下記の要領にて広く国民の皆様のご意見を募集いたします。お寄せいただいた御意見につきましては、内容を検討の上、本施行令（案）等作成の参考とさせていただきます。

3 意見募集期間

令和3年12月17日（金）から令和4年1月17日（月）まで（必着）

4 意見の提出方法

御意見は、理由を付して、次に掲げるいずれかの方法により提出してください。なお、電話での受付はできませんので、御了承ください。

- （1）郵送
- （2）FAX
- （3）インターネット（電子政府の総合窓口（e-Gov）意見提出フォーム）

<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public>

※ 郵送及びFAXを御利用の場合には、以下の事項を御記入ください。

- 【1】タイトル（「取引デジタルプラットフォームを利用する消費者の利益の保護に関する法律施行令（案）等について」と御記入ください。）
- 【2】氏名（法人その他の団体にあつては名称／部署名等）
- 【3】職業（法人その他の団体にあつては業種）
- 【4】住所
- 【5】電話番号
- 【6】メールアドレス
- 【7】御意見及びその理由
 - * 御意見が 2000 字を超える場合、その内容の要旨を添付していただきますようお願いいたします。
 - * 郵送の場合には、封筒表面に「取引デジタルプラットフォームを利用する消費者の利益の保護に関する法律施行令（案）等について」と朱書きしてください。
 - * FAXの場合には、表題を「取引デジタルプラットフォームを利用する消費者の利益の保護に関する法律施行令（案）等について」としてください。

5 意見の提出先

住 所：〒100-8958
東京都千代田区霞が関3-1-1
中央合同庁舎第4号館7階
消費者庁消費者政策課 意見募集担当宛て
FAX番号：03-3507-7557

6 注意事項

- お寄せいただいた御意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承願います。
- それぞれの御意見には、御意見の対象が分かるように、施行令（案）、施行規則（案）又は指針（案）の名称、条文番号等を明確に記載してください。
- 御提出いただいた御意見は、氏名・住所・電話番号及びメールアドレス等個人情報に関する事項を除き、公開される可能性があること、またその内容に応じ、消費者庁内の関係部署や関係府省庁と共有する可能性があることを、あらかじめ御了承願います。
- 御記入いただいた氏名（法人又は団体にあつては、その名称並びに部署名等）、住所、電話番号及びメールアドレスは、御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用します。

（担当）消費者庁消費者政策課
石橋、藤本
TEL：03-3507-9311
FAX：03-3507-7557